

沖縄市専門家等活用支援助成金交付要綱

決裁 令和2年8月6日

改正 令和2年8月20日

改正 令和3年1月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営的に影響を受けた本市の中小企業・小規模事業者が、コロナ対策等の各種助成金の申請、相談等で中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家（以下「専門家等」という。）を活用し生じた費用に対し、予算の範囲内において、沖縄市専門家等活用支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、沖縄市補助金等交付規則（平成30年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象費用)

第2条 助成金の対象となる費用は、令和2年4月1日から令和3年3月19日までに専門家等を活用した際の報酬、手数料等の費用（以下「費用」という。）とする。

(助成金の対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業所の所在地が本市である個人事業者または法人
- (2) 専門家等に費用を支払った者
- (3) 本市の市税の滞納がない者（新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収猶予の許可を受けている者も含む。）
- (4) 国、県、その他の機関から類似する補助金の交付を受けていない、もしくは今後受ける予定がない者

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、専門家等活用支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、令和3年3月19日までに市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び確定通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、専門家等活用支援助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付することが不相当と認めるときは、速やかにその旨を専門家等活用支援助成金交付決定取消通知書（様式第3号）により助成金を申請した者に通知するものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、費用の1件当たり3万円を上限とする。ただし、助成は1事業者につき、3回までとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対しては、専門家等活用支援助成金返還請求書（様式第4号）により支援金の返還を求めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年8月6日決裁）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年8月20日決裁）

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年1月29日決裁）

この要綱は、令和3年1月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。